

特記仕様書

件 名：洞川簡易水道施設改良工事設計業務委託

場 所：吉野郡天川大字 洞川 地内

履行期間：契約締結日より令和6年2月15日まで

第1章 総則

第1条（適用）

本特記仕様書は、天川村が委託発注する「洞川簡易水道施設改良工事設計業務委託」に関する事柄に適用するものとする。

第2条（目的）

本業務は、洞川地区簡易水道施設浄水場施設の老朽化を解消するために、更新工事の詳細設計を行うものとする。

第3条（疑義）

本特記仕様書に記載なき事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

第4条（業務概要）

（1）設計業務 1式

設計協議 1業務 （第1回・中間1回・最終）

現地調査 1業務

急速ろ過機更新設計 1式 （土木・機械・電気）

設計水量：800m³/日 既施設撤去含む

薬品注入施設更新設計 1式（機械・電気）

電気設備更新設計 1式（電気）

場内配管 1式

場内整備 1式

工事前仮設搬入路設計 1式

（2）地質調査業務 1式

土質ボーリング 1式

・土質ボーリング(ノンコア) φ66mm 粘性土・シルト 2m

・土質ボーリング(ノンコア) φ66mm 礫混じり土砂 14m

岩盤ボーリング 1式

・岩盤ボーリング(オールコア) φ66mm 軟岩 4m

原位置試験 1式(標準貫入試験20回)

- ・標準貫入試験 粘性土・シルト 2回
- ・標準貫入試験 礫混じり土砂 14回
- ・標準貫入試験 軟岩 4回

土質試験 1式

- ・土粒子の密度試験 2試料
- ・土の含水比試験 2試料
- ・土の粒度試験 2試料

第5条 (管理技術者)

- (1) 管理技術者は、技術士 総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）とする。
- (2) 管理技術者は、本業務の通知日より3ヶ月前から、直接的な雇用関係にあること。

第6条 (照査技術者)

- (1) 照査技術者は、技術士 総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、または技術士 上下水道部門（上水道及び工業用水道）とする。
- (2) 照査技術者は、本業務の通知日より3ヶ月前から、直接的な雇用関係にあること。

第7条 (担当技術者)

- (1) この業務は国庫補助事業のため、過去10年間に於いて簡易水道国庫補助事業に従事したことがある担当技術者を1名配置する事。
- (2) 電気設備担当者として技術士（電気・電子部門）の資格保持者を1名配置する事。
- (3) 担当技術者は、本業務の通知日より3ヶ月前から、直接的な雇用関係にあること。

第8条 (提出書類)

受注者は、本業務実施にあたって、次の書類を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(1) 契約締結後

業務計画書、業務工程表、管理技術者届、管理技術者経歴書、照査技術届、照査技術者経歴書、担当技術者届、担当技術者経歴書、業務着手届、等

(2) 業務完了時

業務完了届、納入成果品一覧表、請求書等

第9条 (資料等の貸与)

受注者は、本業務の履行にあたり必要となる資料等は、原則として受注者が収集するものとするが、発注者が所有する資料等については、必要に応じ受注者に貸与するものとする。

第10条（中立性の保守）

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第11条（守秘義務）

受注者は、本業務において知り得た秘密を発注者の承認なしに何人にも漏洩してはならない。

第12条（損害賠償）

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者は速やかに必要な処置をとるとともに、発注者に発生原因及び経過を速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

第13条（その他留意点）

現地立入りに際しては、みだりに地元住民の感情を刺激することのないよう言動に十分注意しなければならない。仮に苦情等があった場合には丁寧な対応に努め、発注者に速やかに報告するものとする。

第14条（調査設計業務データベース（業務実績データ）作成及び登録）

受注者は、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、「業務実績データ」を作成し、監督員の承諾を受けた後に、登録申請するとともに、（財）日本建設情報センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。〔対象は、契約金額100万円以上（消費税含む）〕

第2章 業務内容

第15条（設計業務）

（1）現地調査

設計図書に示された設計対象箇所の踏査、周辺環境、地下埋設物の調査及び資料収集を行う。

（2）設計計画

特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。また、構造計画、施工計画等を行う。

（3）計算（機能）

設計図書の作成にあたり、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等を行う。

（4）図面作成

位置図、平面図、縦横断図、詳細図、構造図及び工事占用申請に必要な図面とする。

（5）数量計算

工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

(6) 審査

基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等とする。

(7) 照査

照査技術者は、以下に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出する。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 3) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第16条 (設計協議)

業務着手時、中間1回、最終報告時とし、必要に応じ随時行う。

第3章 成果品

第17条 (成果品)

本業務の成果品は下記の通りとする。

報告書	(A4版)	1部
地質調査報告書	(A4版)	1部
電子データ	(CD-R)	1部
その他発注者が指示するもの		必要部数

第18条 (納入場所)

本業務の成果品の納入場所は天川村産業建設課とする。

第19条 (成果品の審査)

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指摘された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

第20条 (引き渡し)

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

第21条（成果品の瑕疵）

業務終了後といえども成果品に「瑕疵」が発見された場合は、成果品引渡し日の翌日より1年以内であれば、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行わなければならない。

第22条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、すべて発注者の管理及び帰属とし、発注者の承認を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第23条（準拠法令及び使用する主な基準等）

- （1） 水道施設設計指針 2012年度版（公社）日本水道協会
- （2） 水道施設耐震工法指針・解説 2009年度版（公社）日本水道協会
- （3） 水道維持管理指針 2016年度版（公社）日本水道協会
- （4） 水道施設更新指針 平成17年5月（公社）日本水道協会
- （5） 水道事業実務必携（令和5年度版）
- （6） その他関連図書等